(傍線部分は改正部分)

第十七条の三 削除	一~六 (略) につきしなければならない。	一・二 (略) 類及び内容は、次に掲げる事項とする。 第十三条の十 令第六条の四第一項の規定により示すべき方法の	項第一号、第二号及び第七号に掲げる書面とする。2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第第十条 (略) (毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)	改正案
(今第二十七条の二の法人) 第十七条の三 令第二十七条の二の国土交通省令で定める法人は、	一~六 (略) 「一~六 (略) 「一~ (14) 「一~ (15) 「一~ (15) 「一~ (16) 「一~ (1	一・二 (略) 類及び内容は、次に掲げる事項とする。 第十三条の十 令第六条の三第一項の規定により示すべき方法の種	項第一号、第二号及び第五号に掲げる書面とする。第一 2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一第十条 (略) (毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)	現行

(令第二十七条の十三の

第

式会社等に関する法律の校振興・共済事業団、日本小型自動車 業団 株式 十八条 業技術総合開発機構、 及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 式 行政法人日本原子力研究開発機構、 行政法人勤労者退職金共済機構、 会、 京湾横断道路建設事業者、 会社、 項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、 法 独立行政法 国 会社、 体職員共済組合、 東京地下鉄 際空港株式会社、 (昭 第一条第三項に規定する会社とする。 和六十 本州四国連絡高速道路株式会社並? 日本小型自動車振興会、 令第二十七条の 消防団員等公務災害補償等共 人理化学研究所、 株式会社、 年 西日本高速道路株式会社、 -法律: 日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式車振興会、日本自転車振興会、日本私立学工本高速道路株式会社、日本環境安全事業株 阪神高速道路株式 独立行政法人中小企業基盤整備機構、 公害健康 (昭和五十九年法律第八十五号) 十三の 第四 独立行政法人科学技術振興機構、 東京湾横 十五号) 中日 被害補償予防協会、 国土交通省令で定め 独立行政法人新エネル 断 本高 独立行政法人農業者年 道路 第二条第 会社、 (済基 速道路株式会社、 (昭和六十 びに旅客鉄道株式会社 \mathcal{O} 金、 建 設に 東日本高速道路株 一項に規定する東設に関する特別措 地方競馬全国協 る法 首 都 一年法 A. 農林漁 第一条第 高速 ギ 人 4律第八 成田国金金金 は、 独 道 <u>\frac{1}{1}</u> 路関

営状況 分 析申 請 書 0 添 付 書

九 条の 四 (略)

カュ わらず、その添付を省略することができる。 か 前 つ、 (第一号から第四号までに その内容に変更がないもの . 掲げる書類のうち、 ĺ いては、 同 項の 既に 規定に、 提出 3 かれ

帳 \mathcal{O} 記載事項等

2 \ 4 (略 第

二十六条

(略)

、令第二十七条の 法

十八条 興 農業者年 鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式 たばこ産業株式会社、 整備機構、 地 条 条第二項に規定する地域会社、 和五十九年法律第八十五号) 工 振 ネル 会、 興機構、 方競馬全国協会、 (T) 年 健 法律 /康被害補償予防 |各号に掲げる法人とする。 日 ギ :第八 本自転車振興会、 金基金、] 令第二十七条の十三の 独立行政 独立行政 ·産業技術総合開発 -八号) 独 立 協会、 法人日本原子力研 法人勤労者退 東京地 行政法人理 日 本電信電 日本私立 条第三 下 消防 第一 鉄 株式 農林漁業団 機 団 玉 条第 化学研 話株 職 土 項 構 員 学校 会社、 会社に関 金 等公務 交通省令で定 に 共済 究開 規定する会社並 式会社等に関する法 独 振興 究所、 項に規定する会社及 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 体 発 行 機 災 独 民する法 職 • 機 政 構 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 害 共済事 日本小豆 員 構、 法 行 補 人中小 共 政 償 8 済 独 <u>\frac{1}{1}</u> 法 る 律 業団 型自 び 組 <u>\frac{1}{1}</u> 行 法 合、 昭 行 企 政 科 済 第十七 業基 は、 和 律 動 政 法 学 基 日 六十 旅 び 車 法 人 技 同 客 昭 本 振 人 盤 新 公

経営状況 分 析 申 請 0 添 付

第 九 条の 兀

か わらず、 カン 前 つ、その内容に変更がな 項 第 その添付を省略することができる。 号から第三号までに ないもの 掲 げ に る 書類 いては、 の う 5 同 項 既 0 規 提 定 出 に さ

帳 簿 0 記 載事項等

2 \(\) 一十六条 略 略

5 接建設工事を請け負つた建設業者 法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、 (作成特定建設業者を除く。 発注者から 直

(新設)

 \mathcal{O} 定建設業者にあ にあつては第 写しとする。 一号及び第一 つては第 一号から第三号までに掲げるもの又はそ 一号に掲げるもの又はその写し、 作成特

建設工事の

ر غ °ا 領した完成図 施工上の必要に応じて作成 (建設工事の目的物の完成時 Ļ \vec{O} 状況を表した図を 又は発注者から受

発注者との打合せ記録 に限る。 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する (請負契約の当事者が相互に交付したも

施工体系図

(略)

8 6 ・ 第 7 は磁気ディスク等に記録され 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイ 必要に応じ当該営業所において電 ル 又

当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。 子計算機その他の機器を用い 明確に 紙面に表示されるときは、

7

(簿の記載方法等)

第二十七条 前条第一項各号に掲げる事項の記載 ならない。 たとき)に、 事 に掲げる書類の添付は、請け負つた建設工事ごとに、それぞれの 定による記録を含む。 ・項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかになつたとき(同 とき)に、遅滞なく、当該事項又は書類について行わなければ一項第一号に掲げる事項にあつては、当該建設工事を請け負つ 次項において同じ。)及び同条第二項各号 (同条第六項の規 条

2

(帳簿及び図書の保存期間)

第二十八条 法第四十条の三に規定する帳簿 (第二十六条第六項の

> 5 • 6 略)

(新設)

(帳簿の記載方法等)

第二十七条 事 ならない。 たとき)に、 に掲げる書類の添付は、 定による記録を含む。 ,項又は書類に係る事実が生じ、 一項第一号に掲げる事項にあつては、 前条第一項各号に掲げる事項の記載 遅滞なく、 次項において同じ。 当該事項又は書類について行わなけ 請け負つた建設工事ごとに、それぞれ 又は明らかになつたとき(同条 当該建設工事を請け負)及び同条第二項各号 (同条第五 項 れ \hat{O} · つ (D)

2 (略)

(帳簿の 保存期間

第二十八条 法第四十条の三に規定する帳簿 (第二十六条第五項 \hat{O}

約に基 消 期む 渡 間 滅 L は、 を による したとき) 及び づく債権債務が消滅 したとき 請け 第二十六条 記 負 カュ つた建設 (当 が ら五 行 該 わ **常二項** 建設工事に 年 n 間 た同 工 事ごとに、 とす した場合に \hat{O} 項 規定に る。 0 つい ファ により あ 当 て注文者と締 1 該 つては、 ル 建 添 又 設 付 は され 工 磁 事 当 気 た書類 該 結 \mathcal{O} ディ 債 した請 目 的 権債 ス ク 物 \mathcal{O} 務の 負の保 を 契引存

2 渡 期 録 間 が 第 を は 行 + L わ たときか 請 n 六 条第 た同 け 負 五. 0 項 た 6 項 \mathcal{O} É 建 +フ 規 設 ア 年 間 1 定 工 事ごとに とする。 す ル Ź 又は 义 磁 書 気 当 デ 同 該 イ 条 第 建 ス 設 ク 八 を 項 工 事 含 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} む 定に 目 的 ょ 物 0 る記 0 保 存 引

限 委

第

た者の住所 うち、 交通大臣 若しくは令第二十七条の < 七 +項、 Ŧi. は法第二十七条第三項 条第一号口、 条 項 項 法 九 第二十九名 並 第三 の許 \mathcal{O} 次に掲げるも 条の 二十七 口が自ら びに法質 備 所地又は建設業者団: 項 局長 可を受けようとする者の主たる営業 及び第七項、 行うことを妨げ 条の三第三項、 第二項、 【及び北海道 第二号 第四 令 及 びこの + \mathcal{O} 以 ハ 九第一 の合格な 外の 条の 法第二十七条の三十 若しくは法第十五条第二号 開発局長に委任 法 省 規 第二十九 体の ŧ 令に ない。 定に基 項の規定により合格を取り 法第二十 証明書の \mathcal{O} は、 主たる事 規 定する 条、 建 づ により合格を取り消され、交付を受けようとする者 < 設業者若 九 条の はする。 権限に 法第二十九 務 玉 所の 土 四 所 交 ただし、 所在地 法第二十 つい \mathcal{O} 通 いては、国土 法第三十一条 くは ハの 所 大臣 条の二 在 1地、 むを管轄で 認 法 \mathcal{O} 定若 八 法 権 条 第 第二 法 限 す 第 第条の L

一 <u>5</u> 三

+Ŧī. 条の十並びに法 法 入建設 工 おいてこれ 第二十五 事 条の 紛 らの 争 五. 第 審 規定を準 十五五 第 査会に関する法第一 項 条の 及び -用する場合を含む。 第二項 二十五 一の規定による (法第二十五 + 五. 条の二 条の 権限 第 法 七項 第並

> 約に 期 消 渡 む 滅 しをし 間 定による に基づく は、 したとき) 及び たと 請 け 債 第 記 き 負 権 録 った 十六 カゝ 債 が 6 務 行 建 条 五. が 該 わ 消 設 年 建 第 れ 間 滅 設 工 た とする。 事 同 工 項 L た場合に 事 ごとに、 0) 項 に 規 \mathcal{O} つい 定 フ に ア あ て 当 ょ 1 注 ŋ 0 該 ル |文者と 7 建 添 又 は 設 付 は さ 工 磁 当 締 事 れ 気 結 \mathcal{O} た 該 デ 目 書 債 1 た 的 類 権 ス 請 0 ク 物 債 0 保 を 務 負 契 引 存 0

新 設

限 0 委

た者の る地 十五 交通大臣が自ら 若しくは令第二十七条の くは法第二十七 七 項、 条第 条の 方整 項 九 項 法 並 第三 第二十九条の 住 0 次に 号口、 <u>-</u>+ 備局 び 所 許可を受け が地又は 法、 に 項 掲 交び げ 法 長 Ŧī. 条第三 つるも 第 及 第二号ハ 第 令 行うことを妨 第七 及び北海 建 兀 及 項、 設業者団 + ようとする者 び \mathcal{O} 第三 項、 項 ح 以 法第二 条の 道 九第 \hat{O} 若 0) 外 石しくは 合格 項、 開 法 0 省 第二 発局 体 ŧ げ 規 令 + \mathcal{O} 証 に 定 法 項 な \mathcal{O} に 第二 七条の三 長 主たる事 0 法第 0 は、 + 明 規 に委 書の 基 九 規定により合格を 主 定 条、 + たる営業 する + づ 建 九 任 < 交 五. 設 する。 付 業 権 条 務 条 玉 法 **冷第二号** を受け 第二十 者 限 \mathcal{O} 土 所 に 四、 0 所 若 交 法 ただ 所 \mathcal{O} 通 L 0 九条 第二 法 在 ようとする者 < 所 大 第三 l 地 取 0 在 は 臣 7 0 を ŋ 認 地 法 \mathcal{O} -八条 管轄 法 消 定 第 権 第二 第 さ 若 三 玉 法 限 条 第 す 第 条の

び に 項 中 五. 条の 12 法 央 建 第二 お 設工 +が 十五 てこれ 事 に 条 紛 . ら 法 0 争 第 五. \mathcal{O} 審 規 第 査 $\overline{+}$ 会に 定 $\dot{\Xi}$ を 項 条の 及 関 準 する 用 び 第 す 十三の 法 る 場 第 項 合 規定に を含む。 法 + 第二十五 五. 条の よる 条 第 限 法 0 項 七 第